

岩手県告示第131号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成22年2月16日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 路線名 花巻和賀線
- 2 供用開始の区間 花巻市轟木6地割221番地先から172番地先まで
- 3 供用開始の期日 平成22年2月17日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - (1) 場所 県南広域振興局花巻総合支局土木部
 - (2) 期間 平成22年2月16日から同年3月16日まで